

群馬県建設工事に係る調査・測量・建設コンサルタント等委託業務共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事に係る調査・測量・建設コンサルタント等委託業務(以下「業務」という。)を履行するために結成される共同企業体(以下「共同企業体」という。)の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象業務)

第2条 共同企業体への発注対象となる業務は、内容、規模及び技術的難易度等を総合的に勘案し、技術力の結集等により、その業務において効果的な履行が確保できると認められる場合に限るものとする。

(構成員の数)

第3条 共同企業体の構成員の数は、当該業務内容に応じた任意の数とする。ただし、共同履行方式による共同企業体を結成する際は、各構成員が第6条に定める出資割合の最小限度基準を下回らないよう留意すること。

(構成員の要件)

第4条 共同企業体の構成員は、当該業務内容に対応する業種区分(群馬県建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等委託業者選定要領(以下、「選定要領」という。)第4条第3項第1号に掲げる業務の種類)につき、群馬県建設工事に係る調査・測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請を行い、資格審査で適格と認められている者とする。

(共同企業体による業務の履行方式)

第5条 共同企業体における業務履行方式は次の各号に定めるところによる。

- (1) 構成員は、当該業務を共同・連帯して行うものとする(以下、「共同履行方式」という。)この場合において、各構成員の能力を適正に反映した業務割合に応じて出資割合を定め、共同企業体協定書において明らかにするものとする。なお、出資割合を定めるに当たっては、第7条のとおりとする。
- (2) 構成員は、それぞれ優れた技術力等を有する分野を分担するものとする(以下、「分担履行方式」という。)。この場合において、構成員の分担業務は、必要以上に細分化しないものとし、その分担業務の内容を共同企業体協定書において明らかにするものとする。なお、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認めないものとする。

(出資割合)

第6条 共同履行方式により、当該業務を履行する場合の共同企業体の構成員の出資割合の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 2社の場合 30パーセント以上
- (2) 3社以上の場合 20パーセント以上

2 分担履行方式により、当該業務を履行する場合の共同企業体の構成員の出資割合の最小限度基準は、設けない。

(代表者の選定方法)

第7条 共同企業体の代表者は業務の履行方式に応じて次の各号に定めるところによる。

- (1) 共同履行方式による場合
出資比率が構成員中最大(同比率である場合は構成員の協議による。)の者とする。
- (2) 分担履行方式による場合
構成員の協議により決定された者とする。

(有効期間)

第8条 共同企業体の有効期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 県が委託契約を締結した共同企業体の有効期間は、当該業務の履行後3箇月を経過した日までとする。
- (2) 当該業務につき結成された共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものの有効期間は、当該業務の委託契約が締結されたときをもって終了するものとする。

(結成)

第9条 共同企業体の結成方法は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 主務課長は、当該業務に合わせて第3条から第7条の規定に基づき、当該共同企業体に係る構成員の要件、組み合わせ等結成に必要な要件について、共同企業体結成に係る告示(別記例)またはこれに準じた形式により、掲示の方法をもって公示するものとする。

なお、入札方法を一般競争入札または公募型プロポーザルとする場合にあっては、一般競争入札または公募型プロポーザルの公告と組み合わせで告示するものとする。

- (2) 共同企業体は、前号の規定に基づいて、任意に結成させるものとする。ただし、構成員は同一業務で2以上の共同企業体の構成員になることができない。
- (3) 主務課長は、指名競争入札をする業務において、必要とする共同企業体が3組以上結成されなかった場合は、第1号に規定する手続きを再度行うことができるものとする。

(入札参加資格等審査申請書類等)

第10条 共同企業体を結成した者が資格審査を申請しようとするときは、次の書類を知事に提出するものとする。

- (1) 建設コンサルタント等共同企業体入札参加資格等審査申請書(別記様式第1号)
- (2) 共同企業体協定書(共同企業体の業務履行方式に応じた次のア又はイ)
 - ア 建設コンサルタント等共同企業体協定書【共同履行方式】(別記様式第2号)
 - イ 建設コンサルタント等共同企業体協定書【分担履行方式】(別記様式第3号)

2 共同企業体の入札参加資格等審査申請は、業務を発注する当該部局の長が特に必要と認める業務について、その都度結成させ申請させるものとする。

(資格審査)

第11条 共同企業体の資格審査(以下「資格審査」という。)は、単体企業の場合に準ずる

ものとする。

(資格者名簿への登載)

第12条 共同企業体の建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿への登載は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主務課長は、結成された共同企業体について第9条第1項の規定に基づく公示等で定めた期限までに、第10条に定める建設コンサルタント等共同企業体入札参加資格等審査申請書等を正本1部、写し1部を提出させ、そのうち正本を建設コンサルタント等共同企業体入札参加資格審査申請依頼書(別記様式第4号)とともに、建設企画課長へ送付するものとする。
- (2) 建設企画課長は、前号の送付があったときは、選定要領第3条に定める審査委員の適格審査を受け、建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿に追加登載する。この場合に建設企画課長は、主務課長に、適格審査の結果を建設コンサルタント等共同企業体入札参加資格者認定通知書(別記様式第5号)により通知するとともに、建設コンサルタント等共同企業体入札参加資格認定通知書(別記様式第6号)を送付するものとする。
- (3) 主務課長は、前号の送付があったときは、当該共同企業体の代表者に通知するものとする。

(混合入札)

第13条 前条までの規定により、共同企業体を結成させて行う業務について、共同企業体以外の有資格業者(本県に建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格申請を行い、資格審査で適格と認められている者)であって、当該業務を確実かつ円滑に履行することができるものと認められるもの(以下「単体有資格業者」という。)があるときは、共同企業体により行わせる競争に当該単体有資格業者を参加させることができるものとする。

(要綱に定めのない事項)

第14条 この要綱に定めのない事項については別に県土整備部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月9日から施行する。

共同企業体結成に係る公示（共同履行方式例）

業務について、下記のとおり共同企業体で施行することとしたので、群馬県建設工事に係る調査・測量・建設コンサルタント等委託業務共同企業体取扱要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき公告します。

入札に参加する意思のある企業は、共同企業体を自主結成のうえ、所定の手続きをしてください。

なお、共同企業体名は「企業名・企業名 共同企業体」とします。

年 月 日

群馬県知事

記

1 業務の概要

- (1) 業務名 業務
- (2) 業務内容
- (3) 履行期限

2 入札に参加する共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項

この公示に係る業務の（指名・一般）競争入札に参加できる共同企業体の構成員は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者（破産者で復権を得ない者等をいう。）であること。
- (2) 群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- (3) 群馬県請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
なお、(2)及び(3)において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。
- (4) 群馬県建設工事に係る調査・測量・建設コンサルタント等入札参加資格申請を行い、資格審査で適格と認められていること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てを行って
いる者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て

- を行っている者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
- (6) この入札に参加する者が次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。なお、辞退者を決めるために当事者間で連絡を取るとは、群馬県競争入札心得第7条第1項に抵触しない。

資本関係

- ア 親会社(会社法施行規則第3条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法施行規則第3条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にあること。(子会社又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が継続中である会社を除く。以下同じ。)
- イ 親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。

人的関係

- ア 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- ・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- エ) 組合の理事
- オ) その他業務を執行する者であつて、ア)からエ)までに掲げる者に準ずる者
- イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により専任された管財人を現に兼ねていること。その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められるとき。

- (7) 共同企業体代表構成員及び構成員は、当該業務で2以上の共同企業体の構成員でないこと。

(8) その他必要な事項(入札参加資格取得済業種・実績・技術者・コンサルタント登録・本支店の存在等)

3 入札に参加する者(共同企業体)に必要な事項

この公示に係る業務の(指名・一般)競争入札等に参加できる共同企業体は、共同企業体構成員が前記2に示す条件すべてを満たし、共同企業体が次に掲げる条件を満たし、かつ本職による当該対象業務に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 共同企業体は、自主結成とし、社の組み合わせとする。
- (2) 共同企業体構成員の出資比率の最小限度基準は、20又は30%以上とする。
- (3) 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大(同比率である場合は構成員の協議による。)の者とする。

4 入札参加手続き

(1) 共同企業体を結成して、入札に参加を希望する者は、「共同企業体入札参加資格審査申請書」(別記様式第1号)に、次の書類を添付して申請し、本職の審査・確認を受けなければならない。

ア 建設コンサルタント等共同企業体協定書【共同履行方式】(別記様式第2号)

イ 代表構成員への他構成員全員の委任状

(2) 提出部数 各2部

(3) 申請書の受付

ア 受付期間 年 月 日()から 月 日()まで、ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。

イ 受付時間 午前9時から午後4時まで、ただし、正午から午後1時までを除く。

ウ 受付場所 群馬県 部 課 係

前橋市大手町1-1-1、電話027-223-1111、内線

エ 申請書は、受付場所へ直接持参すること。郵送、電送等の提出は認めない。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、共同企業体入札参加資格認定通知書により共同企業体代表構成員に通知する。

5 対象業務及び共同企業体結成に係る問い合わせ先

- ・群馬県 部 課 係(前橋市大手町1-1-1)
- ・電話027-223-1111、内線

6 その他必要な事項

共同企業体結成に係る公示（分担履行方式例）

業務について、下記のとおり共同企業体で施行することとしたので、群馬県建設工事に係る調査・測量・建設コンサルタント等委託業務共同企業体取扱要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき公告します。

入札に参加する意思のある企業は、共同企業体を自主結成のうえ、所定の手続きをしてください。

なお、共同企業体名は「企業名・企業名 共同企業体」とします。

年 月 日

群馬県知事

記

1 業務の概要

- (1) 業務名 業務
- (2) 業務内容
- (3) 履行期限

2 入札に参加する共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項

この公示に係る業務の（指名・一般）競争入札に参加できる共同企業体の構成員は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者（破産者で復権を得ない者等をいう。）であること。
- (2) 群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- (3) 群馬県請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
なお、(2)及び(3)において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。
- (4) 群馬県建設工事に係る調査・測量・建設コンサルタント等入札参加資格申請を行い、資格審査で適格と認められていること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てを行って
いる者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て

- を行っている者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
- (6) この入札に参加する者が次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。なお、辞退者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、群馬県競争入札心得第7条第1項に抵触しない。

資本関係

- ア 親会社(会社法施行規則第3条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法施行規則第3条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にあること。(子会社又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が継続中である会社を除く。以下同じ。)
- イ 親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。

人的関係

- ア 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

- エ) 組合の理事

- オ) その他業務を執行する者であつて、ア)からエ)までに掲げる者に準ずる者

- イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により専任された管財人を現に兼ねていること。その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められるとき。

- (7) 共同企業体代表構成員及び構成員は、当該業務で2以上の共同企業体の構成員でないこと。

(8) その他必要な事項(入札参加資格取得済業種・実績・技術者・コンサルタント登録・本支店の存在等)

3 入札に参加する者(共同企業体)に必要な事項

この公示に係る業務の(指名・一般)競争入札等に参加できる共同企業体は、共同企業体構成員が前記2に示す条件すべてを満たし、共同企業体が次に掲げる条件を満たし、かつ本職による当該対象業務に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 共同企業体は、自主結成とし、社の組み合わせとする。
- (2) 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同企業体協定書において明らかであること。
- (3) 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、共同企業体協定書において明らかであること。
- (4) 共同企業体の代表者は、構成員において決定された者であって、共同企業体協定書において明らかであること。

4 入札参加手続き

(1) 共同企業体を結成して、入札に参加を希望する者は、「建設コンサルタント等共同企業体入札参加資格審査申請書」(別記様式第1号)に、次の書類を添付して申請し、本職の審査・確認を受けなければならない。

ア 建設コンサルタント等共同企業体協定書【分担履行方式】(別記様式第3号)

イ 代表構成員への他構成員全員の委任状

(2) 提出部数 各2部

(3) 申請書の受付

ア 受付期間 年 月 日()から 月 日()まで、ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。

イ 受付時間 午前9時から午後4時まで、ただし、正午から午後1時までを除く。

ウ 受付場所 群馬県 部 課 係

前橋市大手町1-1-1、電話027-223-1111、内線

エ 申請書は、受付場所へ直接持参すること。郵送、電送等の提出は認めない。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、建設コンサルタント等共同企業体入札参加資格認定通知書により共同企業体代表構成員に通知する。

5 対象業務及び共同企業体結成に係る問い合わせ先

・群馬県 部 課 係(前橋市大手町1-1-1)

・電話027-223-1111、内線

6 その他必要な事項

別記様式第1号(規格A4)

建設コンサルタント等共同企業体入札参加資格等審査申請書

年 月 日

群馬県知事

あて

共同企業体の名称

共同企業体代表者
の住所、名称及び
代表者氏名

印

共同企業体構成員
の住所、名称及び
代表者氏名

印

このたび、業務を共同して実施するため、 を代表とする共同企業体を結成し、
貴県発注の業務の入札等に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査
を申請します。

なお、この参加申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約し
ます。

構成員別氏名又は名称	有資格業種	有資格部門
希望する業務名		
希望する業種		
希望する部門		

注) 有資格業種及び部門は、審査対象業種及び部門以外の記載は要しない。

注) 共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者は、当該法人の本社のものとする。

(別記様式第2号)(規格A4)

共同企業体協定書【共同履行方式】

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事項を共同連帯して営むことを目的とする。

一 発注に係る 業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。)

二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、 共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地

コンサルタント株式会社

県 市 町 番地

コンサルタント株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 コンサルタント株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理するものとする。

2 構成員は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、企業体の解散後、企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契

約内容の変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

建設株式会社 %

建設株式会社 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務委託契約の履行及び下請契約その他の業務委託の実施に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務履行の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を履行する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務の途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行つたものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務の途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第17条 構成員のいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

コンサルタント株式会社外 社は、上記のとおり 共同企業体協定を締結したので、その 証拠としてこの協定書を 通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

コンサルタント株式会社
代表取締役 印

コンサルタント株式会社
代表取締役 印

(別記様式第3号)(規格A4)

建設コンサルタント等共同企業体協定書【分担履行方式】

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事項を共同連帯して営むことを目的とする。

一 発注に係る 業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。)

二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、 共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地

コンサルタント株式会社

県 市 町 番地

コンサルタント株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 コンサルタント株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理するものとする。

2 構成員は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、企業体の解散後、企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき

発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額については、運営委員会で定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表により、それぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第17条 構成員のいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が協同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

る。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該企業体に参加させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

コンサルタント株式会社外 社は、上記のとおり 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を 通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

コンサルタント株式会社
代表取締役 印

コンサルタント株式会社
代表取締役 印

別記様式第5号（規格A4）

建企第 号
年 月 日

主務課長 へ

建設企画課長

建設コンサルタント等共同企業体の入札参加資格者の認定について（通知）

年 月 日付けで依頼のあったこのことについて、別紙のとおり認定しました。

注）別記様式第6号（写）を添付のこと。

別記様式第6号(規格A4)

建企第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印
(建設企画課)

建設コンサルタント等共同企業体入札参加資格認定通知書

年 月 日付けで申請のあった共同企業体の入札参加資格を下記のとおり認定したので通知します。

記

整理 番号	企業体 第 号	申請者所在地	
業	種		
部	門		
備	考		